

都市計画道路の変更（廃止）に関する公聴会

見 解 書

（ 閱 覧 用 ）

見 解 書

件名 都市計画道路の変更（廃止）に関する公聴会

住所	仙台市青葉区	
氏名	公述番号1番の方	
	公述の要旨	仙台市の考え方
	<p>仙台駅旭ヶ丘線の計画を廃止する理由として、仙台泉線や花京院通南光台線が既に整備されていることを挙げているが、台原には狭い道路が多く、東北労災病院や五城中学校、台原小学校、台原中学校などへの通院・通学には危険を伴っているため、仙台駅旭ヶ丘線を整備し、安全性を確保すべきである。</p> <p>従って、現地の状況を確認し、周辺住民の意見を聞いたうえで、再度仙台駅旭ヶ丘線の計画について評価してほしい。</p>	<p>都市計画道路は、まちの骨格を形成し、主に大量の交通を処理する道路であるため、広域的な交通処理の観点から整備の必要性を判断しています。一方、通学、買い物や病院に行く時に使う身近な生活道路については、都市計画道路の整備とは別に、安全・安心の観点から課題のある箇所を中心に必要な措置を検討しています。</p> <p>従って、仙台駅旭ヶ丘線については、当該区間を整備しなくても、仙台泉線や花京院通南光台線で将来の交通需要に対応可能であると判断しているため計画廃止の変更手続きを進めてまいりますが、近隣の生活道路については地域の皆様方からのご意見、ご要望や、地域の実情を踏まえ、必要な対策について検討してまいります。</p>
	<p>都市計画道路網の見直し検討過程において、市政だよりや仙台市ホームページを通して説明会の開催や市民意見を募集しているが、なぜ土地所有者に直接知らせなかったのか。本来であれば、生活基盤や土地の活用法などの見直しが迫られる土地所有者を優先して通知し、意見を聞くべきである。</p>	<p>ご指摘の平成22年6月から開催した説明会や市民意見の募集については、都市計画道路網の見直しが市域全域を対象にしており、影響を受ける市民の方が多数に上ることから、変更原案の作成にあたっては、広く市民の方を対象にした説明が必要であると判断し、市政だよりや仙台市ホームページを通してご案内し、実施しました。</p> <p>さらに、現在進めている都市計画法に基づく都市計画の変更手続きにおきましては、住民の意見を反映させるための措置が必要であると判断したため、説明会や公聴会を開催し、今回は特に土地所有者を優先し、直接ご案内したうえで、ご意見を頂戴したところです。</p>

計画の廃止は決定していないとの説明を受けたが、その一方で平成 23 年 2 月 1 日には建築制限を撤廃している。結果ありきで進めているとしか思えず、計画の廃止が決定してから建築制限を撤廃すべきである。

今回の都市計画道路網の見直しは、長期にわたる建築制限などの課題に対応するため進めてまいりましたが、都市計画の変更手続きが完了するまでには一定の期間を要することから、その間建築制限が継続されることとなります。

本市では、平成 22 年 6 月から説明会等を開催してまいりましたが、計画の廃止については、市民の方から一定の理解を得られたものと判断したため、土地所有者の方が少しでも早く土地の利活用ができるよう、建築制限を撤廃したものです。

見 解 書

件名 都市計画道路の変更（廃止）に関する公聴会

住所	仙台市青葉区	
氏名	公述番号 2 番の方	
	公述の要旨	仙台市の考え方
	<p>これまでの都市計画道路は、人口増加、経済の持続的成長、交通量の増大、市街地の拡大などを前提として計画決定されてきたが、近年の人口減少、財政難といった社会・経済情勢の変化に加え、モータリゼーションの行き詰まりなど都市を取り巻く環境が大きく変化してきたことを考えると、今回の都市計画道路網の見直しについては、総論として賛成である。</p> <p>長期間未着手となっている路線については、適切な評価指標に基づき見直しを行うべきであるが、今回の見直しにおいては、4つの視点に即した17指標を用いたうえで、地域の実情を考慮しながら総合的に評価を行っており、特に以下の3点について評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車に過度に依存することなく公共交通機関を活用した都市構造を目指すことを念頭におき、公共交通機関と道路計画の関係性を考慮したこと ・ 将来交通量がもたらす渋滞予測を考慮するなど交通処理機能を考慮したこと ・ 貴重な都市資源の歴史的価値とその保全を考慮したこと 	<p>、 今回の都市計画道路網の見直しは、ご指摘の社会・経済情勢の変化や都市を取り巻く環境の変化への対応に加え、建築制限の長期化という課題に対応するために、今後のまちづくりや交通処理機能を確保することなどを考慮しながら行ったものであり、平成 23 年 1 月に決定した「都市計画道路網の見直しによる新たな幹線道路網」に基づき、引き続き、都市計画の変更手続きを進めてまいります。</p>
	<p>今回の見直しに伴う懸念事項と要望事項については以下の3点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路は都市の骨格を形成するものであるため、ネットワークが形成されて初めて交通処理機能を十分に果たすことになるが、見直し後のネットワークにおいて、物流交通を含めその 	<p>ご指摘の3点に対する仙台市の考え方等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し後のネットワークにおける物流交通も含めた交通処理機能については、環状方向及び放射状方向の各断面における混雑度（「道路容量の合計」に対する「交通量の合計」の比率）を確認する

機能についてどの程度検討したのか。

- ・ 継続区間については、将来交通量に基づく必要な車線数と現在計画している車線数に不整合が生じていることも考えられるため、沿道の土地利用、歩行者・自転車の利用状況も考慮したうえで、必要に応じて車線数や幅員等の道路構造の変更を考えてほしい。
- ・ 廃止区間の先行買収用地の取扱いについては慎重に検討してほしい。

など、将来の交通需給バランスを考慮しており、ネットワークとして十分にその機能を果たせるものであると判断しております。

- ・ 上記のとおり、将来の交通需給バランスは保たれているため、現時点において車線数の変更については想定しておりませんが、幅員構成については、ご指摘のとおり、整備する際に、沿道の土地利用や歩行者・自転車の利用状況も考慮しながら、柔軟に対応してまいります。
- ・ 廃止区間における先行買収用地の取扱いについては、公共的利用を検討したうえで、売却処分についても今後検討してまいります。